法の専門家「合憲」に異議

安保法制 憲法学者アンケート

解釈の限界を超えている――。朝日新聞が実施した憲法学者らへのアンケートでは、安全保障関連法案を大多数が「違憲」と判断した。成立を目指す安倍政権は、法の専門家からは立憲主義を脅かす存在と映る。

▼1面参照

「解釈の限界超える」

「憲法違反」「憲法違反の疑いがある」と答えた119人のうち40人以上が自由記述で、集団的自衛権行使は違憲と強調した。

野坂泰司・学習院大法科大学院教授は「『他衛』を本質とする集団的自衛権行使の容認は、解釈の限界を超える」。市川正人・立命館大法科大学院教授は「集団的自衛権の一部を個別的自衛権の延長線上と位置づける政府解釈は論理破綻している」と指摘した。

一方、法案を合憲とする2人のうち、井上武史・九州大院准教授は、集団的自衛権について「憲法の文言からは明らかに違憲とする根拠は見いだせない」「憲法違反かどうかではなく、日本や国際社会の平和と安定に真に貢献するかという政策論議を国民は期待している」と述べた。

法案は集団的自衛権行使のための「武力行使の新3要件」を定め、政府は「厳格な歯止め」とするが、20人以上が定義があいまいだとした。大津浩・成城大教授は存立危機事態について「政治的多数派の主観的な『危機』の判断で拡大する基準」と警鐘を鳴らす。

これに対し、法案を合憲とした浅野善治・大東文化大院教授は3要件を「厳格」と評価し、「国家を守るために必要な範囲に限定されている」とした。

政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を可能にした手法についても約40人が疑問視した。井上典之・神戸大院教授は「憲法の最高法規としての性格を無視した行為」とした。

集団的自衛権をめぐる政府と憲法学者の考え方

	政府	憲法学者
集団的自衛権の部分的行使は容認される	違憲	他国防衛のために実力組織を保持し派遣することは認められない（山崎友也・金沢大准教授）
	違憲	憲法は国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、戦力の不保持を定めている（宮井清暢・富山大教授）
	合憲	憲法の範囲内で政府が解釈変更することに憲法上の問題はない（井上武史・九州大院准教授）
新3要件でも「専守防衛」の考え方は変わらない	違憲	存立危機事態の要件も、そこでの武力発動の要件も極めて不明確（右崎正博・独協大法科大学院教授）
	違憲	存立危機事態の認定は戦争を容認し、歯止めのない武力行使につながりかねない（内藤光博・専修大教授）
	合憲	国際情勢の変化や科学技術の進展を受け、実質的な要素から整理している（浅野善治・大東文化大院教授）
最高裁砂川事件判決は自衛権の限定容認が合憲である根拠たりうる	違憲	判決では日本国固有の戦力保持や武力行使は問題となっておらず、趣旨の逸脱（玉蟲由樹・日本大教授）
	違憲	判決過程のごく一部を抜き出して勝手な趣旨を読み込むことは許されない（野坂泰司・学習院大法科大学院教授）
	違憲	集団的自衛権の行使を認めているか、検討していない（齋藤隆志・長崎県立大准教授）

砂川判決を根拠「筋違い」

安倍晋三首相が砂川判決を集団的自衛権行使容認の根拠としたことについて、国会では異論が相次いだ。

渋谷秀樹・立教大院教授は、砂川判決で言及されたのは集団的自衛権でなく「個別的自衛権であることは時代背景と判決理由の文脈から明らか」とした。

常岡せつ子・フェリス女学院大教授は「争われたのは駐留米軍の存在の合憲性。集団的自衛権行使の合憲性ではない。根拠とするのは筋違い」と答えた。

高作正博・関西大教授は「一部分を抜き出して、排除されていないから認められると強弁するのは許されない」と述べた。

水島朝穂・早大院教授は「曲解以外の何ものでもない」。高田篤・大阪大教授は「全くの的外れで、まともに国民を説得する気のない不誠実な対応」とし、松井幸夫・関西学院大法科大学院教授は「苦し紛れ。政府の便宜主義と知性の欠如にあぜんとする」と述べた。

合憲派の2人は、砂川判決が集団的自衛権を「認めている」「認めていない」のどちらでもなく「その他」を選んだ。

井上准教授は「認めているとまでは言えないが、禁止もしていない」と述べた。浅野教授は「『我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではない』としている」と判決を引用した。

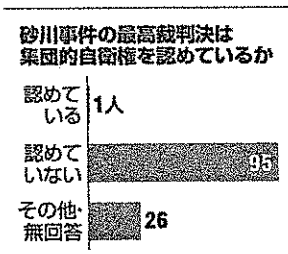

武力行使の新3要件

安保関連法案に盛り込まれた集団的自衛権を使う際の前提となる条件。①密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある（存立危機事態）、②我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力行使にとどまる、とされている。

砂川事件の最高裁判決

1957年7月に東京都砂川町（現立川市）の米軍基地拡張に反対した学生ら7人が基地に立ち入ったとして、刑事特別法違反の罪で起訴された。東京地裁は59年3月、米軍駐留は憲法9条違反として全員無罪としたため、検察側が最高裁に跳躍上告。最高裁は同年12月、①憲法9条は自衛権を否定しておらず、他国に安全保障を求めることを禁じていない②外国の軍隊は、憲法9条2項が禁じる戦力にあたらない③安保条約は高度の政治性を持ち、「一見極めて明白に違憲無効」とはいえず、司法審査になじまない――と判断し、一審判決を破棄した。

政府・与党の姿勢に懸念

憲法解釈の変更によって法案の成立を目指す政府の姿勢が「立憲主義に反する」と懸念する声が相次いだ。

稲正樹・国際基督教大客員教授は「政府の憲法解釈を閣議決定で葬り去ることは、国民の憲法改正権を奪い、憲法の最高規範性を毀損する」と批判した。君塚正臣・横浜国立大院教授は「国会が立法権を有しているのは憲法の授権によるもの。憲法無視が国会の正統性を揺るがしている矛盾に議会人が気づいていない」と指摘した。

自民党の高村正彦副総裁が「憲法学者の言う通りにしていたら日本の平和と安全が保たれたか疑わしい」と話すなど、憲法学者に対する与党の姿勢への憤りも目立つ。

宮井清暢・富山大教授は「大多数の研究者が『違憲』で一致している法案を強行しようとする態度は憲法学への侮辱」と指摘。斉藤小百合・恵泉女学園大教授は、衆院憲法審査会で違憲と表明した参考人の長谷部恭男・早稲田大教授を推薦した自民側が「人選ミス」と公言していることを挙げ、「あまりにも愚弄する発言では」と訴えた。

館田晶子・北海学園大教授はこう記した。

「政府が憲法を邪魔だと考え、憲法学者を煙たがるときこそ、憲法が最も重要で本来的な力を発揮しているときだ」

7/1 朝日